

権利擁護／虐待防止①

基礎知識編

①世界基準で考える権利擁護

この教材の目的

- 国際的には高齢者の権利擁護がどのようにとらえられているかを理解する。
- 国際的視点から高齢者の権利擁護に対する普遍的価値を身につける。

国連で高齢化問題に関する会議が初めて開催されたのはいつ頃だと思いますか。

1. 1980年代
2. 1990年代
3. 2000年代
4. 2010年代

答え

1. 1980年代

世界各国の高齢化対策の指針になるように、1982年に国際会議が開催される。

➡ 「高齢者問題国際行動計画」採択

これを機に国際的に高齢化問題への対応が始まる。

1982年当時の日本の高齢化率は？

1. 14%未満

2. 14%以上

考えるヒント：国連の定義

高齢化率7%以上 ➡ 高齢化社会（日本は1970年に高齢化社会となる）

高齢化率14%以上 ➡ 高齢社会

高齢化率21%以上 ➡ 超高齢社会

答え: 14%未満

日本が高齢化社会(高齢化率7%以上)になったのは、1970(昭和45)年。

1982年当時は、高齢化問題は日本ではまだまだ一般的ではなかった。

日本は、その後、急速に高齢化。

1995(平成7)年 ➡ 高齢社会へ

2007(平成19)年 ➡ 超高齢社会へ

高齢化が社会問題となっていく。

(参考) 1.57ショック

1989(平成元)年, 合計特殊出生率が, いわゆるひのえうまの年の1.58を下回る1.57となり, 少子化が社会問題化。

それ以降, 少子高齢化社会と言われる。

高齢者のための国連原則(1991)

以下の5つを原則として定めたもの

1. 自立
2. 参加
3. ケア
4. 自己実現
5. 尊厳

1. 「自立」の原則（抜粋）

高齢者は、

- ・収入や家族・共同体の支援及び自助努力を通じて十分な食料、水、住居、衣服、医療へのアクセスを得るべきである。
- ・適切な教育や職業訓練に参加する機会が与えられるべきである。
- ・安全な環境に住むことができるべきである。

など

私たちは高齢者に対して「自立の原則」を守るためにどのようなことができるでしょうか？

考えるヒント：環境にかかわること

答え(例)

- ・住み慣れた環境で長く生活できることを支援する。
- ・快適な生活空間を提供する。

などなど。

2. 「参加の原則」

高齢者は、

- ・社会の一員として、自己に直接影響を及ぼすような政策の決定に積極的に参加し、若年世代と自己の経験と知識を分かち合うべきである。
- ・自己の趣味と能力に合致したボランティアとして共同体へ奉仕する機会を求めることができるべきである。
- ・高齢者の集会や運動を組織することができるべきである。

私たちは高齢者に対して「参加の原則」を守るためにどのようなことができるでしょうか？

考えるヒント：参加は、活動とは異なる。

答え(例)

- ・主体的に行事などに参加していただく。
- ・施設の中で、役割を持っていただく。
- ・できないものではなく、できることに目を向けた支援。

などなど。

※できることをしてしまうのは、参加の原則から外れる。

3. 「ケアの原則」(抜粋)

高齢者は

- ・思いやりがあり、かつ、安全な環境で、保護、リハビリテーション、そして、社会的関わりが持てる施設を利用することができるべきである。
- ・いかなる場所に住み、あるいはいかなる状態であろうとも、自己の尊厳、信念、要求、プライバシー及び、自己の介護と生活の質を決定する権利に対する尊重を含む基本的人権や自由を享受することができるべきである。

など。

私たちは高齢者に対して「ケアの原則」を守るためにどのようなことができるでしょうか？

考えるヒント：想像力を働かせること。

答え(例)

- ・プライバシーを保てる環境づくり。
- ・基本的人権とは何かをみんなで考えること。

などなど。

4. 「自己実現の原則」

高齢者は、

- ・自己の可能性を発展させる機会を追求できるべきである。
- ・社会の教育的・文化的・精神的・娯楽的資源を利用することができるべきである。

私たちは高齢者に対して「自己実現の原則」を守るためにどのようなことができるでしょうか？

考えるヒント：想像力を働かせること。

答え(例)

- ご利用者の生育歴を理解して、ケアに活かす。
- ボランティアの活用。

などなど。

5. 「尊厳の原則」

高齢者は、

- ・尊厳及び保障を持って、肉体的、精神的虐待のない生活を送ることができるべきである。
- ・年齢、性別、人種、民族的背景、障害等に関わらず公平に扱われ、自己の経済的貢献に関わらず尊重されるべきである。

私たちは高齢者に対して「尊厳の原則」を守るためにどのようなことができるでしょうか？

考えるヒント：想像力を働かせること。

答え(例)

- ・虐待しない, させない, 見逃さない。

などなど。

国内法と国連原則との関連

※答えは一つとは限らない

国内法

国連原則

(自立, 参加, ケア, 自己実現, 尊厳)

高齢社会対策基本法(1995年) → ()

(社会的活動参加への機会確保など)

介護保険法(2000年) → ()

(介護保険サービスの提供)

高齢者虐待防止法(2005年) → ()

(高齢者の虐待防止)

高齢者雇用安定法(2004年改正) → ()

(定年制の撤廃, 継続雇用制度など)

高齢者住まい法(2011年改正) → ()

(サ高住の法制化など)

答え(例)

国内法

国連原則

- 高齢社会対策基本法(1995年) → (参加, 自己実現)
- 介護保険法(2000年) → (ケア)
- 高齢者虐待防止法(2005年) → (尊厳)
- 高齢者雇用安定法(2004年改正) → (自立, 参加, 自己実現)
- 高齢者住まい法(2011年改正) → (自立)

この教材を終えるにあたって

高齢者のための国連原則

「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」
は、日本の高齢者にもそのまま当てはまります。

これらは、高齢者福祉サービス、介護保険サービスの提供者は、いつも考えていかなければならない課題です。

お疲れさまでした。